

役員及び評議員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人みつくす社会福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは定款第6条に置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬は無報酬とする。ただし、この法人の職員が理事を兼務する場合には、職員としての給与を支給する。

(費用弁償の支給)

第4条 この法人は、役員、評議員及び評議員選任・解任委員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員、評議員及び評議員選任・解任委員が、理事会・評議員会等に出席したときは、交通費として明石市市内からは1500円、明石市外からは2000円を実費弁償として支払うことができる。但し、理事会・評議員会等が同日に行われる場合の重複の支払いはしないものとする。

(職員兼務者の適用除外)

第5条 職員兼務者は前条第2項の交通費の弁償について適用除外とする。

(公 表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年11月22日から施行する。